

政策企画課からのお知らせ

～第2次総合計画後期基本計画策定について～

<総合計画審議会からの答申>

1月19日に、まちづくりの有識者、各種団体の代表等19名で構成する「国東市総合計画審議会」から、第2次総合計画後期基本計画（素案）について、答申がありました。

答申には、基本構想の実現に向けて、市民への周知、着実な計画の遂行及び管理・検証等が盛り込まれました。

今後は、答申を受け、後期基本計画（案）を作成し、パブリックコメントを行った後、市議会での議決を受け、市民の皆様公表する予定にしています。



<総合計画後期基本計画の策定>

国東市の最上位計画である第2次総合計画は、平成26～33年度までの8年計画で、全体的な将来像を示した「基本構想」と、具体的な事業を示した「基本計画」の構成となっています。基本計画は、前期基本計画（平成26～29年度）、後期基本計画（平成30～33年度）であり、市民アンケート・意見収集、前期基本計画の検証・評価等を行い、後期基本計画（案）を作成するため、同審議会にて慎重に審議を重ねてきました。

国東市都市計画マスタープラン策定(まちづくり計画)におけるパブリックコメント(意見募集)の実施、市民説明会の開催について

<都市計画マスタープラン策定について>

国東市では、平成27年度に市役所庁舎が完成し、中心部の都市整備や大分空港周辺部における整備及び中山間地区の生活環境整備、各町の市民生活圏の整備等を課題と捉え、「都市（まち）」の機能を向上させる将来像とまちづくり整備の基本的な方針について、概ね20年後を見据えた都市計画マスタープランを、平成28・29年度の2ヶ年にかけて策定しているところです。

<パブリックコメント(意見募集)について>

都市計画マスタープラン（案）について、市民の皆様等から意見をいただくため、パブリックコメント（意見募集）を実施します。詳細につきましては、国東市ホームページをご確認くださいか、政策企画課までお問い合わせください。

パブリックコメント（意見募集）	2月7日（水）～2月27日（火）
-----------------	------------------

<説明会の開催について>

計画の策定につきましては、現地調査・市民アンケート・市民ワークショップ等を実施し、市役所庁内会議・有識者会議、まちづくり計画策定委員会（各種団体・一般市民等）等において様々な検討を実施しています。そこで、都市計画マスタープラン（案）について、市民の皆様等へ広く周知するとともに、ご意見をいただきたいと考え、各地区で市民説明会を開催しますので、お気軽にご参加ください。

地区別	日 時	場 所
国見地区	平成30年3月5日（月）	みんなかん第2学習室
武蔵地区	平成30年3月6日（火） 午後7時～	武蔵総合支所 2階 大会議室
安岐地区	平成30年3月12日（月） 午後8時30分	安岐総合支所 2階 202・203・204会議室
国東地区	平成30年3月13日（火）	本庁 2階 201・202・203会議室

※参加に際しまして、事前の連絡は必要ありません。

【問合せ先】政策企画課 政策企画係 ☎0978-72-5161

消防団員募集!!



～あなたにもできることが、きっとあるはず～

消防団は、地域の防火・防災の要として重要な役割を担っていますが、少子高齢化・過疎化により、消防団機能の維持が難しくなっています。ぜひ皆様の力をお貸しください。

男性消防団員

◎主な活動

- 1 消火活動や風水害、地震などの災害防ぎょ活動
- 2 火災予防の啓発・周知など平常時にも幅広い活動



女性消防団員

◎主な活動

- 1 火災予防の啓発活動、出初式や防火パレードなど消防団行事の運営・補助
- 2 救急講習受講による指導員資格の取得
- 3 災害時の後方支援（炊き出しや避難者のお世話など）



- ◎**団員資格** (1) 国東市の消防団の管轄区域内に居住し、又は勤務する者
(2) 年齢18歳以上の者で心身とも健康な方
- ◎**処 遇 等** 1 条例に基づき年報酬・費用弁償・手当が支給されます。
2 制服、制帽、活動服等を貸与します。
3 公務災害補償、退職報償金（5年以上）、表彰などの制度があります。
4 身分は非常勤特別職の地方公務員です。
- ◎**採用予定日** 平成30年4月11日（木）
- ◎**申 込 方 法** 地元消防団員または消防本部にお問い合わせください。
- ◎**申 込 期 限** 平成30年3月23日（金）

【問合せ先】国東市消防本部 総務課 消防団係 ☎0978-72-1102
国東市消防署 南分署 ☎0978-68-1211
国東市消防署 国見出張所 ☎0978-82-0290

知っていますか？土砂災害警戒区域



県では、土砂災害による被害を受けるおそれがある区域の土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施しています。

調査の実施においてみなさんの敷地内に立ち入る場合があります。調査へのご理解とご協力をお願いします。

※ 調査員は腕章を着用し、身分証明書を携帯しています。
※ 詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.oita.jp/site/sabo/kisochoujissi.html>

大分県基礎調査

検索

【問合せ先】国東土木事務所 建設・保全課 ☎0978-72-1321